

仮称越谷広域斎場整備等事業の実施方針

平成 14 年 10 月

越谷市

【 目 次 】

1 . 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業選定にあたっての考え方等に関する事項	5
2 . 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 募集及び選定スケジュール	6
(2) 参加資格要件	6
(3) 民間事業者の審査及び選定に関する事項	7
(4) 提出書類の取り扱い	8
3 . 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項... 9	9
(1) 民間事業者の業務範囲	9
(2) 市の業務範囲	11
(3) 事業期間等	12
(4) 想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担	12
(5) 市に提供されるサービスの水準	12
(6) 公共施設の管理者による支払に関する事項等	12
(7) 民間事業者の責任の履行に関する事項	12
(8) 市による事業の実施状況の監視	13
4 . 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
(1) 施設の立地条件	13
(2) 土地の使用に関する事項	14
(3) 建物等の建設要件等	14
5 . 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ... 14	14
6 . 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	14
(1) 民間事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	14
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	15
(3) 融資機関（融資団）と市との協議	15
7 . 財政上及び金融上の支援に関する事項	15
(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項	15
(2) その他の支援に関する事項	15
8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
(1) 議会の議決	16
(2) 情報公開及び情報提供	16
(3) 入札に伴う費用負担	16
(4) 実施方針に係る質問、意見の受付	16
(5) 意見書、質問書に対する回答等	16
別添資料：想定されるリスク分担表	17

越谷市（以下「市」という。）は、仮称越谷広域斎場整備等事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に則り、実施することとする。本実施方針は、PFI法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。

1. 特定事業の選定に関する事項

（1）事業内容に関する事項

事業名

仮称越谷広域斎場整備等事業

対象となる公共施設の種類

広域斎場

施設の位置づけ

越谷市、吉川市及び松伏町（以下「本圏域」という。）の公共斎場として位置づける。

公共施設等の管理者等

越谷市長 板川 文夫

事業目的

本圏域では、既存斎場施設の老朽化及び狭隘化が進んでいるのが現状である。今後、急速な高齢化を迎え、施設利用の増加が予測されることから、新しい施設を早急に整備する必要がある。

埼玉県東南部都市連絡調整会議による「4市2町による斎場の在り方に関する調査報告」（平成8年3月）においても、越谷市斎場と吉川市火葬場の両施設について、「…総需要が増加する動向を踏まえると、…稼動状況は限界に達しており、…これら2つの施設を主に利用している越谷市、吉川市（平成8年4月市制を施行）及び松伏町の1市2町では、特に将来に対しての不安が大きい。」と報告している。本調査報告を受け、市は「越谷広域斎場基本計画」（平成13年3月）を策定し、小規模分散配置から適正規模に統合整備し、広域の総合斎場を整備することにした。

本事業を進めるにあたっては、施設規模拡大に伴うメリットの確保、周辺環境との調和、総合斎場サービスの質の向上等を図ることが必要である。また、財政支出の削減、効率化を図っていくことも本市の重要な課題であることから、PFI方式の導入により、民間活力によるサービス水準の向上を図り、かつ、効率化財政支出の削減、財政支出の長期平準化を実現することを目指すものである。

事業内容

ア．名称

仮称越谷広域斎場

イ．施設

斎場施設（火葬場、葬祭場、駐車場等の敷地内施設）

ウ．立地場所

越谷市大字増林地内（施設の立地条件は、４．の（１）に記載）

エ．敷地面積

32,200 m²

オ．業務内容

火葬場及び葬祭場の運営並びに斎場施設の維持管理業務等

施設構成

ア．火葬場

火葬場の想定火葬件数は表１に示すとおりである。ただし、下記に示す必要火葬炉数は参考値として示すものであり、火葬炉数については、処理量や業務集中度等の条件から火葬処理件数に対応する性能を満たすことを前提に、民間事業者の提案とする。

火葬炉数については、機能点検・保守管理のための休止期間を考慮し、予備炉を含めた必要火葬炉数のスペースを確保するとともに動物炉を１基整備するものとする。

表１ 想定火葬件数

	年次	年間火葬 取扱数	１日平均 火葬取扱数	集中日の 火葬取扱数	必要炉数 (基)
予 測 値	平成 1 7	2,867.60	9.56	23.81	9
	平成 1 8	2,989.60	9.97	24.63	9
	平成 1 9	3,066.47	10.22	25.15	9
	平成 2 0	3,145.26	10.48	25.58	10
	平成 2 1	3,270.31	10.90	26.49	10
	平成 2 2	3,400.46	11.33	27.31	10
	平成 2 3	3,531.14	11.77	28.25	10
	平成 2 4	3,662.33	12.21	29.06	11
	平成 2 5	3,798.55	12.66	30.01	11
	平成 2 6	3,933.00	13.11	30.81	11
	平成 2 7	4,079.17	13.60	31.83	12
	平成 2 8	4,212.32	14.04	32.58	12
	平成 2 9	4,345.96	14.49	33.48	12
	平成 3 0	4,465.58	14.89	34.10	12
	平成 3 1	4,630.23	15.43	35.19	13
	平成 3 2	4,739.70	15.80	34.26	13
	平成 3 3	4,846.42	16.15	36.34	13
	平成 3 4	5,000.13	16.67	37.18	13
平成 3 5	5,107.88	17.03	37.81	14	
平成 3 6	5,243.70	17.48	38.46	14	

なお、火葬炉の形式及び火葬炉に関連する運転管理システム等についても、民間事業者の提案とする。

また、火葬場には、火葬業務の円滑な運営が可能となるように、火葬炉数等から算出した告別室、集骨室及び休憩室のスペースを確保するものとし、各室の配置、規模等については民間事業者の提案とする。

イ．葬祭場

葬祭場には、式場を4室確保する。式場の配置、規模等については、利用者の利便性、利用者ニーズなどを考慮し、民間事業者の提案とする。

ウ．駐車場

斎場施設の駐車場の参考駐車台数は表2に示すとおりである。計画駐車台数の2%以上の車椅子利用者用駐車場を確保することを前提に、台数、配置、規模等については想定火葬件数や業務集中度などを踏まえ、民間事業者の提案とする。

表2 斎場施設駐車場の参考駐車台数

車種	火葬場駐車場	葬祭場駐車場
マイクロバス	15台程度	5台程度
普通乗用車	200台程度	200台程度

エ．稼働日数

斎場施設の年間稼働日数は、300日以上とする。

事業に必要とされる関連法令等

民間事業者は、本事業の実施にあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

関連する法令等は下記のとおり。

ア．墓地、埋葬等に関する法律

イ．都市計画法

ウ．建築基準法

エ．消防法

オ．宅地造成等規制法

カ．電気事業法

キ．大気汚染防止法

ク．悪臭防止法

ケ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律

コ．騒音規制法

- サ．振動規制法
- シ．労働安全衛生法
- ス．高圧ガス事業法
- セ．高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ソ．危険物の規制に関する政令
- タ．火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- チ．その他関係法令等

事業の範囲

本事業は、P F I法に基づき、新たに斎場施設を建設し、運営及び維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。具体的な事業範囲は下記の業務を含むものとする。

ア．建設及びその関連業務

- ・敷地内の整地及びその関連業務
- ・斎場施設の基本設計・実施設計及びその関連業務
- ・斎場施設の土木・建築工事及びその関連業務
- ・斎場施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務

イ．運営及び維持管理業務

- ・火葬場及び葬祭場の運営並びに斎場施設の維持管理業務等
- ・斎場施設の清掃業務
- ・斎場施設の警備業務

事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下の通りである。

ア．実施方針に関する質問回答、意見招請	平成14年10月
イ．特定事業の選定の公表	平成14年12月
ウ．プロポーザルの公告	平成15年 1月
エ．民間事業者（優先交渉権者）の決定	平成15年 5月
オ．民間事業者と仮契約締結	平成15年 8月
カ．民間事業者と本契約締結	平成15年 9月
キ．施設建設完了（性能確認済）	平成16年度末
ク．供用開始	平成16年度末
ケ．事業終了	平成36年度

事業方式

火葬場、葬祭場の施設特性や事業範囲等の観点から、B T O方式（Build, Transfer and Operate：民間事業者が斎場施設を建設し、竣工後速やかに市に所有権を移転し、事業期間中、運営及び維持管理業務を遂行する方式）を事業手法として整備を行う。

(2) 特定事業選定にあたっての考え方等に関する事項

以下の考え方及び手順に従い、本事業を特定事業として選定することとする。

選定にあたっての考え方

下記の考え方をもとに、本事業をPFI手法により実施した場合、従来型の手法により実施した場合に比べて、公的財政資金の効率的活用が図れることが見込まれる場合に限って、特定事業として選定する。

- ア．事業期間中における公的財政負担について、建設費及び運営維持管理委託費の観点から定量的評価を行い、その結果として、公的財政負担の削減が見込めること。
- イ．事業期間中における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込めること。

選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

- ア．コスト算出による定量的評価
- イ．PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ．VFM (Value for Money) の検討による総合的評価

選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

前項の規定に従い、特定事業を選定した場合には、VFM評価結果を明らかにした上、市のホームページ等により公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定スケジュール(予定)

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。

募集及び選定のスケジュールは下記のとおり設定する。

平成14年10月	実施方針に関する質問回答、意見招請
平成14年12月	特定事業の選定の公表
平成15年1月	プロポーザルの公告
平成15年1月	募集要項の配布
平成15年1月	募集要項の説明会
平成15年1月	募集要項に関する質問の受付・回答
平成15年2月	応募事業者からの参加表明 資格審査
平成15年3月	提案書の提出(公募型プロポーザル)
平成15年5月	民間事業者(優先交渉権者)の決定
平成15年8月	民間事業者と仮契約締結
平成15年9月	民間事業者と本契約締結

(2) 参加資格要件

プロポーザルに参加する民間事業者(以下「応募者」という。)は、本事業を実施する単独企業又は企業グループであって、以下の資格要件を全て満たすことが必要である。

なお、同一応募者が複数の提案を行うこと、及び複数の企業グループを構成することは禁止される。

また、市は応募者の資格の確認を行うため、資格審査を実施する。

基本的な資格要件

ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に該当しない者であること。

イ. 建設業法第3条第1項の規定にもとづく、土木建築一式工事及び機械器具設置工事につき特定建設業の許可を得ている者で、かつ越谷市競争入札参加資格者名簿に登録しており、指名停止期間中でない者であること。(グループの場合には、構成員の一社以上が満たすことが必要である。)

ウ. 下記の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。

(ア) 商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

(イ) 破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

- (ウ) 旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
- (エ) 会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く)
- (オ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く)

経営状況

応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)にもとづく土木建築工事業に係る建設業の許可を受けた者のうち、経営事項審査結果通知書の総合評点について、募集要項で定める参加資格の基準とする総合評点を上回っていること。(グループの場合には、構成員の一社以上が満たすことが必要である。)

また、最近2年間下記の滞納をしていないこと。

- ア. 国税; 法人税、消費税
- イ. 県税; 法人事業税
- ウ. 市町村税; 法人市町村民税、固定資産税

斎場整備及び提案技術に関する実績

応募者は、過去10年間に下記の実績を有する者であること。(グループの場合には、下記ア、イのそれぞれを構成員のいずれかが満たすことが必要である。)

- ア. 火葬場又は、葬祭場の建物の設計及び施工の実績
- イ. 火葬炉の設計、施工、運転、維持管理の実績

その他の参加不適格者

- ア. 本事業の業務に携わっている者(コンサルタント業務等: 本事業では株式会社日本総合研究所及び株式会社浪速設計が該当。)
- イ. 事業者選定審査会の委員本人及び委員が属する企業及びその関係会社

資格確認基準日

資格確認基準日は、平成15年1月を予定。

(3) 民間事業者の審査及び選定に関する事項

審査及び選定に関する基本的考え方

審査は、学識経験者で構成する「越谷市PFI事業者選定審査会」において行い、事業者選定基準については同審査会で承認を得た後、プロポーザル公告時に公表する。

事業者選定基準を定めるにあたっての指標

ア．コスト面

斎場施設の整備に係る建設費、運営維持管理委託費

イ．運営及びサービス水準面

各施設の運営及び維持管理内容並びに管理運営計画等

ウ．民間事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性

土地利用、建築物のデザイン、植栽等修景施設の計画等

エ．資金調達面、确实性及び安全性

民間事業者の財務状況、過去の実績等

審査及び選定手順に関する事項

審査は、資格審査と提案審査に分けて実施し、最終的な民間事業者の選定は、事業者選定基準に基づき、コスト面からの定量的評価、並びに運営及びサービス水準面等からの定性的評価を行った上、最も有利なものを選定することとする。

なお、各審査の視点は次の通りである。

ア．資格審査

応募者の具備すべき参加資格要件の有無

イ．提案審査

- ・ 価格
- ・ その他提案内容（建設、運営及び維持管理業務の提案内容等）

審査及び選定結果及び評価の公表方法

市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、市のホームページ等により公表する。

（４）提出書類の取り扱い

著作権

ア．選定された提出書類の著作権は市に帰属されるが、選定されなかった提出書類の著作権は、それぞれの提案者（グループを含む）に帰属される。

イ．市は、選定された提出書類の展示権を有する。

ウ．選定された提出書類の複製権は、市のみで帰属される。

返却

選定されなかった提出書類については、それぞれの提案者（グループを含む）に返却しない。

3．事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

（１）民間事業者の業務範囲

民間事業者は、斎場施設の設計・施工及び運営・維持管理を行うためのSPC（特別目的会社）を設立し、斎場施設の設計・施工を行い、竣工後速やかに市に斎場施設を引渡し、市から業務委託を受け、斎場事業の遂行にあたるものとする。設計・施工には敷地内道路、調整池についての整備も含む。

民間事業者が実施する主な業務は、次の通りとする。

事前業務

- ア．本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立業務
- イ．火葬場、葬祭場の各種申請業務
- ウ．ユーティリティの確保

民間事業者は、斎場施設の建設開始から運営終了までにおいて必要となるガス、電気や水道等のユーティリティ全てを自ら確保するものとする。ただし、上下水道は本管を敷地近隣まで市の負担で整備しておく。なお、緊急時の対応方策を考慮しておくこととする。

敷地造成業務

敷地造成に係る土木工事及びその関連業務

設計及び施工業務

- ア．斎場施設の基本設計・実施設計及びその関連業務
- イ．斎場施設の土木・建築工事及びその関連業務
- ウ．斎場施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務

運営及び維持管理業務

ア．火葬業務

民間事業者は、遺族の誘導、炉への納棺、火葬、収骨業務などの火葬に係る一連の業務を行う。利用料金については、市が条例で設定する。

- ・火葬場での遺族の誘導、火葬・収骨などの斎場施設における一連の火葬業務

イ．維持管理業務

民間事業者は、斎場施設の保守維持管理を行う。特に火葬炉の保守・維持管理は

重要であり、始業前の日常点検のほか、定期点検を実施するものとする。

- ・火葬業務を実施するために必要な各設備の運転及び各種の測定（環境計測を含む）、運転結果及び測定結果の記録、並びに経常的な施設の保守管理業務
- ・斎場施設の各設備・各機器の保守点検（法定点検、定期点検等を含む）、修理及び設備更新
- ・斎場施設の保守管理に関する日報・月報・年報の作成及び報告、その他統計事務の実施、ならびに各種報告書等の作成及び報告

ウ．葬祭場の運営業務

民間事業者は、葬祭場の場所貸し及び設備貸与に関する業務を適切に管理運営する。

葬祭場の利用料金については市が条例で設定する。

- ・葬祭場の場所貸し及び葬祭設備貸与に係る一連の管理運営業務

エ．清掃業務

民間事業者は、斎場施設における日常の清掃業務・ゴミ収集業務を実施する。また、定期清掃（各設備・各機器の清掃、衛生管理業務など）についても、適切な時期に実施する。

オ．警備業務

民間事業者は、必要に応じて警備員を配置し斎場施設の警備を行う。夜間及び休業日等の警備業務については施錠後、機械警備とする。

カ．事務関連業務

民間事業者は、自動音声装置（電話自動応答による 24 時間受付装置）による火葬予約受付・葬祭場予約受付業務を実施する。

キ．補助業務

市が実施する料金徴収、火葬許可確認、火葬証明書発行について補助業務を実施する。

ク．霊柩車運行業務

民間事業者は、霊柩車運行業務を実施することが出来る。

その他の業務

(2) 市の業務範囲

市が実施する主な業務は、次の通りとする。

民間事業者への協力

市は、民間事業者が行う斎場施設の設計・施工及び運営に係る業務において、各種申請手続や火葬受付業務等の必要な協力を行うものとする。

斎場施設の所有

市は、斎場施設の建設完了後、これを所有する。

斎場事業の実施状況の監視

市は、斎場事業の実施状況の監視を行う。実施状況の監視は、原則として、民間事業者の業務報告、施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ、及び市が定期的に行う検査による。また、設計完了時や工事完了時には、仕様・性能確認を実施する。必要に応じて、市は自らの負担で、斎場施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとする。

その他、市は周辺環境モニタリングを行い、斎場施設の周辺環境への影響を調査する。なお、監視の方法については、募集要項に規定することとする（本事業の実施状況の監視の概略については 3 . の (8) を参照）。

斎場施設建設代金及び業務委託費の支払い

市は、火葬場、葬祭場の建設に要する費用、並びに施設の運営及び維持管理に要する費用を、契約書に規定する方法により民間事業者に支払う。

具体的な支払条件等については、募集要項に規定する。

ア．施設の建設に要する費用の支払い

施設の建設に要する費用は市が事業期間中に割賦により延べ払いを行う。割賦代金は、斎場施設の整備にかかわる費用を元金とし、これに割賦金利を加算した総支払額とする。

イ．施設の運営及び維持管理に要する業務委託費の支払い

市から SPC へ支払う業務委託費は、固定費相当額と変動費相当額の合算とする。固定費相当額は、斎場施設の維持管理に関する費用で、利用量に係らず発生する費用に対して支払われるものとする。

変動費相当額は、運営費の一部等を基に、火葬場ならびに葬祭場の利用実績に応じて支払われるものとする。

また、モニタリングの結果、サービス水準が要求水準を満たしていない場合には、SPC への業務委託費を減額する。

(3) 事業期間等

建設期間及び運営維持管理期間（予定）

ア．設計及び施工期間	平成 1 5 年 1 0 月～平成 1 7 年 2 月
イ．施設建設完了（性能確認済）の期限	平成 1 6 年度末
ウ．供用開始時期	平成 1 6 年度末
エ．事業終了時期	平成 3 6 年度

(4) 想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担

責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

火葬場、葬祭場の設計、施工及び運営維持管理の責任は、原則として民間事業者が負うものとする。

想定されるリスクと責任の分担

市と民間事業者のリスクは、別添「想定される主なりスク表」による。

なお、分担の詳細については募集要項及び契約書に規定する。

(5) 市に提供されるサービスの水準

民間事業者は、募集要項に規定する、斎場施設の機能（性能要件）を十分満たすことが可能な設計、施工及び運営維持管理を行うこととする。

市に提供されるサービスの水準として、実施設計図書の作成、それに基づく建設工事、及び運営維持管理に関する条項を募集要項に規定する。

(6) 公共施設の管理者による支払に関する事項等

市は、契約の条項に従い提供されるサービスの対価を支払う。また、サービスの対価に係るリスク分担及びペナルティの考え方を募集要項に提示する。

(7) 民間事業者の責任の履行に関する事項

民間事業者は、作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(8) 市による事業の実施状況の監視

モニタリング

ア．設計時

民間事業者は、設計内容について市から定期的に確認を受ける。設計完了時には市の承認を受けるものとする。

イ．工事施工時

民間事業者は、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、市は必要に応じて、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

ウ．工事完成時

民間事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

エ．施設供用開始後

市は、定期的に業務の実施状況を確認する。

支払の減額等

民間事業者が実施する斎場施設の建設及び運営維持管理について、契約で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払いの減額等を行うとともに、民間事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出及び実施を求める。

事業期間終了後の措置

事業期間終了後の斎場施設の運営維持管理委託を継続して実施するか否かは、民間事業者との協議により決定する。

4．施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

建設計画地

越谷市大字増林地内

敷地面積

32,200 m²

都市計画等

ア．越谷都市計画区域

イ．市街化調整区域

ウ．建ぺい率	60%以下
エ．容積率	200%以下
オ．その他	河川保全区域（一部）

（２）土地の使用に関する事項

民間事業者は、本事業の整備に必要な土地については、整備予定敷地内の必要な範囲において、無償で使用することができる。

（３）建物等の建設要件等

火葬場、葬祭場の配置計画、施設要件及び構造要件等の詳細については、募集要項に規定する。

５．事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書等に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

６．事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

契約には、運営維持管理期間中に事業の継続が困難となった場合（民間事業者の経営の破綻、又はその懸念が生じた場合等）、責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、民間事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、民間事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は、民間事業者に一定の回復期間を与えて、民間事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

但し、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは民間事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、市は、民間事業者との契約を解除し、施設の運営維持管理に係る新たな民間事業者を公募することを原則とする。

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

（１）民間事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

市は契約書の定めに従い民間事業者に修復勧告を行い、修復策の提出及び実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書に規定する。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

(3) 融資機関（融資団）と市との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について民間事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と市が直接協議を行い、協定を締結する。

7. 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者は、次のイ.について財政上、金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される場合には、民間事業者は事業安定性の向上、サービスレベルの向上等に活用すること。

現時点で想定される財政上、金融上の支援等に関する事項は次のとおりである。

ア. 本事業に関する市有地の無償使用

イ. 日本政策投資銀行による融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、プロポーザル参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、プロポーザル参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起および選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意してプロポーザル提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、プロポーザル参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

市からの補助金、出資及び債務保証等の財政支援は行わないものとする。

(2) その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議を行い、対応策を検討する。

8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

長期債務負担行為設定に関する議案を提出予定。(平成15年3月)

P F I 契約に関する議案を提出予定。(平成15年9月)

(2) 情報公開及び情報提供

越谷市情報公開条例に基づき情報公開を行う。

情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

(4) 実施方針に係る質問、意見の受付

本実施方針に対する質問、意見がある場合には、別紙1及び別紙2の様式に記入し、提出期間内に連絡先へ持参又は電子メール(添付ファイル)により提出するものとする。

1件の質問又は意見に対し、1枚の別紙様式を使用し、データは、Microsoft Word(windows版)97以降とする。持参する場合は、記入したその様式の外、内容を記録したフロッピーディスク又はCD-Rを提出する。

提出期間は平成14年10月16日(水)～平成14年10月25日(金)17時までとする。

持参の場合は、土曜、日曜及び休日を除く、9時から17時までとする。(但し、正午から午後1時までを除く。)

連絡先

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市企画部企画課企画調整担当(担当:並木、森、榊)

電話番号 048 963 9112(直通)

ファクシミリ 048 965 8028

電子メール 10020100@city.koshigaya.saitama.jp

(5) 質問、意見に対する回答等

提出された質問、意見に対する回答書は、平成14年11月15日(金)に越谷市のホームページで公開する。

意見書を寄せられた方には、内容確認のため、後日、必要に応じヒアリングを行うこともある。

別添資料：想定される主なリスク表

段階	リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
			市	民間
共通	設計内容	民間事業者が実施した実施設計に関するリスク		
	設計変更	民間事業者によるV E設計変更に関するリスク		
	許認可の失効	市の責による斎場施設の施工、運営に関する許認可の失効による事業の中断、中止		
		民間事業者の責による斎場施設の施工、運営に関する許認可の失効による事業の中断、中止		
	住民対策	斎場施設の設置等に関する反対住民運動等の発生による事業の中断、中止		
	税制度の変更	法人税の変更		
		消費税の変更		
		その他関連税制度の変更		
	調査・測量ミス	市が実施した調査・測量		
民間事業者が実施した調査・測量				
労災	建設、運営における従業員の労働災害			
金利変動	金利の変動に伴う事業者の経費の増減			
建設段階	資金調達	初期投資額に見合う長期安定した資金調達		
	事業用地の確保	火葬場、葬祭場の建設に必要な事業用地の確保		
	地盤沈下	建設工事に伴う地盤沈下による建設費の増加		
	建設コストのオーバーラン	予想できなかった技術的問題や施工上の課題などにより、当初見積額以上の支出が発生		
	建設工事納期のタイムオーバーラン	施工に際して、設計ミスや事故の発生、想定したパフォーマンスが発揮できないことなどにより、サービスの提供時期が契約より遅れる		
	性能未達	契約で定められた仕様、サービスレベルを満たすことができない		
	仕様変更	建設中に、行政サイドの意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生		
		民間事業者の提案による仕様の変更		
	資材置き場の確保	火葬場、葬祭場の建設及び敷地造成に要する資材置き場の確保		
	施工管理	施工管理に関するリスク		
	斎場施設の損傷	引渡し前の斎場施設の損傷		
	物価変動	インフレ、デフレ等の発生		
	天災	天災、戦争などによる物的損害		
天災、戦争などによる人的損害				

運営維持 管理段階	需要リスク	施設利用者数の減少による施設使用料収入の減少		
	利用者からの賠償責任請求	運営上の事故や施工中に見えなかった瑕疵等による事故などでもたらされる利用者からの損害賠償請求		
	行政による仕様変更要求	運営期間中に行政の政策の変更や性能要件の水準変更に伴う改修費用の発生		
	施設の瑕疵	施設に瑕疵があった際の修繕、損害賠償		
	施設・設備・提供サービスの陳腐化	技術革新等とともに施設・設備の陳腐化		
	維持管理費の上昇	物価や人件費の上昇による維持管理費の増加		
	修繕費の上昇	物価の上昇等による修繕費の増加		
	法制度、規制の変更	保有施設・設備や運営手法に係わる法制度、規制の変更に伴う再投資、サービスの停止		
	事故等による保有資産への物的損害	事故等第三者の責に帰す施設、設備等の損害の発生		
		運営上のミスなど民間事業者の責に帰す損害の発生		
	周辺住民からの賠償責任請求	運営上の問題による周辺住民への損害発生等による賠償責任		
天災	天災、戦争などによる物的損害			
	天災、戦争などによる人的損害			

「リスク分担」の欄中、「 」は主分担を、「 」は従負担を示す。

(様式 1)

平成 年 月 日

実施方針に対する質問書

「仮称越谷広域斎場整備等事業実施方針」について、以下の通り質問を提出します。

会社名	
所在地	
部 署	
氏 名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：

質問事項 (タイトル)	
実施方針での 対応部分	

：対応部分は「2.(2)ウ」というように記入下さい。

内容	
----	--

質問事項は一問につき本様式を一枚使用してください。

(様式 2)

平成 年 月 日

実施方針に対する意見書

「仮称越谷広域斎場整備等事業実施方針」について、以下の通り意見を提出します。

会社名	
所在地	
部 署	
氏 名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：

意見項目 (タイトル)	
----------------	--

内容	
----	--

提案事項は一問につき本様式を一枚使用してください。